

日本産科麻酔学会通信幹事会運営内規

1. (提案) 検討課題のある幹事は、幹事会メーリングリスト(幹事会 ML)を通じて提案を行い、意見を募る。
2. (意見交換) 幹事及び監事による意見の表明は、幹事会 ML を通じて行うことを原則とする。意見交換の期間は原則として1週間以上とするが、緊急的な対応が必要な場合はその限りではない。
3. (通信幹事会開催の発議) 幹事会 ML での意見を確認した上で、提案した幹事は、会長に対して、通信幹事会開催の発議を行う。
4. (通信幹事会の開催) 会長は、提案した幹事と協議の上、審議内容を決定し、幹事会 ML を通じて、通信幹事会の開催を行う。
5. (投票) 通信幹事会での決定は、原則として投票によって行う。
 - (ア) 投票は、各幹事から会長への直接メールによって行うことを原則とするが、通信幹事会開催中も幹事会構成員間の意見交換が望ましい場合等、審議内容によってはそれ以外の方法をとることも許容される。
 - (イ) 投票期間は、原則として通信幹事会の開催が会長によって宣言されてから1週間以上とするが、緊急的な対応が必要な場合はその限りではない。
 - (ウ) 通信幹事会は幹事の3分の2以上の投票をもって成立し、その議決は投票者の過半数をもって行う。
6. (通信幹事会の審議結果の監査と公開) 会長は、通信幹事会の投票結果を集計し、監事による監査を経て、可及的速やかに幹事会 ML を通じて公開しなければならない。

附則

1. (内規の施行) 本内規は平成28年11月27日から施行する。